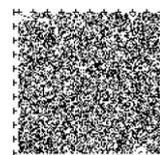


## 第2章

# 町田市がとりくむこと



## 用語の説明

### ◆分野別の課題と施策

#### 現状と課題

実態調査結果や前期計画の振り返りなどを踏まえた分野別の現状と課題。

#### 主なとりくみ

個別具体的な事業ではなく、「現状と課題」をふまえたとりくみの方向性を示すもの。計画期間中は記載されたとりくみの方向性に沿って具体的なとりくみを検討・実施していく。

#### 重点施策（実行プラン）

「主なとりくみ」の中から、基本目標を達成するために重点的にとりくむべき内容として選ばれたもの。具体的な事業を設定し、目標値などを定めて年度ごとに進捗管理をおこなう。

#### この分野に関するサービスの見込量

計画期間における障害福祉サービスや地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込。

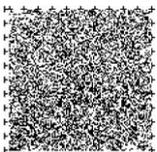
※各サービスの 2023 年度実績については、計画策定時点で実績が確定していないため、見込を掲載。

※サービス内容は巻末資料参照。

### ◆国の指針と町田市のかえ方

「施設に入所されている人等の地域生活への移行」、「地域生活の継続の支援」、「就労支援」といった、障がいがある人が自立した生活をおくる上での課題に計画的に対応するために、計画策定にあたって国が示す指針の内容と、それに対する町田市のかえ方。（市のかえ方を示すにあたり町田市障がい福祉事業計画（第6期計画）を振り返り、現状・課題を整理した結果も併せて掲載している。）

指針で示された課題に対するとりくみがどの程度すすんだかを評価するための指標も設定。



## 分野別の課題と施策

### 1

## 学び、文化芸術、スポーツ活動のこと

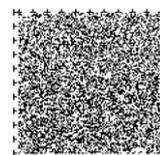
担当部署：文化振興課、スポーツ振興課、障がい福祉課、生涯学習センター（組織順）

### 現状と課題

#### 【スポーツ活動】

- 市では、障がい者スポーツ大会の開催、障がい者スポーツ教室・プール教室の実施、スポーツ施設への障がい者スポーツ指導員の配置など、障がいがある人がスポーツをする機会の提供や環境整備にとりこんでいます。
- スポーツ施設に関しては、障がいがある人の利用がすすんでいない状況にあります。障がいがある人のスポーツへの参加機会がひろがるよう、障がいがある人もない人も一緒に楽しめるインクルーシブスポーツ※を推進し、施設の利用促進に向け障がいがある人の施設利用案内の情報発信などにとりくむ必要があります。
- また、市ではパラリンピックの開催を契機として、子どもたちを対象とした障がい者スポーツ体験教室の開催や大規模な障がい者スポーツ大会の誘致などにとりこんでいます。共生社会の実現に向け、パラリンピック終了後も障がい理解の普及啓発に向けたとりくみを継続していきます。
- 実態調査では、知的障がいや精神障がいがある人でスポーツ活動への参加を希望する意見が多いにもかかわらず活動機会が少ないといった声があります。また、余暇の過ごし方として、スポーツを楽しみたいと回答した人は視覚障がいや聴覚障がい、知的障がいがある人で多く、年齢別では学齢期の人が多くなる傾向となっています。

※インクルーシブスポーツ…子どもから高齢者まで、障がいがある人もない人も一緒に楽しめるスポーツ

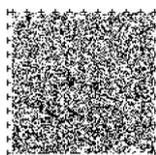


## 【文化芸術活動】

- 2018 年度に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は、障がいがある人の文化芸術活動の推進に関して、地域の特性に応じた主体的なとりくみをおこなうことが求められています。市では、いつでも、どこでも、だれでも、あらゆる文化芸術を楽しむことができるよう、文化芸術活動の推進にとりくんでいます。
- 実態調査では、知的障がいや精神障がいがある人で文化芸術活動を含めた余暇活動への参加を希望する意見が多いにもかかわらず活動機会が少ないといった声あげられています。また、余暇の過ごし方として、芸術や音楽鑑賞を楽しみたいと回答した人は視覚障がいや重度重複障がいがある人で多く、年齢別では 18 歳以上の人で多い傾向がみられます。

## 【社会教育（生涯学習）】

- 障がいがある人の生涯学習推進の方向性として、国は「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」を掲げ、誰もが、障がいの有無にかかわらず学び続けることのできる社会を形成していくことが必要であると示しています。この方向性を踏まえ、生涯学習センターでは、誰もが障がい等の事情に左右されずに公平に学習することができるよう、生涯学習機会の充実に向けたとりくみを推進しています。
- 生涯学習センターでは、障がいがある青年・成人みずから活動内容を企画する障がい者青年学級事業を実施しています。この事業によって、青年たちの自主性が培われ、共生社会への理解促進にもつながっています。しかし、在籍する学級生が多い一方で、ボランティアスタッフは減少傾向にあり、事業の継続が難しくなっているという課題があります。そこで、新たに学びたい方も公平に学べるような仕組みを検討します。
- 生涯学習センターでは、2020 年度から 2023 年度に障がいがある人のための学習講座を実施し、障がいがある人もない人も共に学ぶことで共生社会への理解を深めています。講座の修了生が団体を立ち上げ、継続した活動に発展しています。
- 実態調査では、知的障がいや精神障がい（発達障がい含む）がある人を中心に「障がいがある人が参加できる余暇活動が少ない」といった困り事の意見が多くあげられています。



- 市立図書館では、視覚障がい等のために印刷文字による読書が困難な人や肢体不自由や寝たきりで来館が困難な人のために、対面朗読、資料貸出（点字、録音、CD、DVD、一般図書等の宅配含む）をおこない、学習を支援しています。
- 実態調査によると、休日などの過ごし方として読書を希望する人の割合は、視覚障がいが高くなっており、ニーズがうかがえます。また、2019年度には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、視覚障がいがある人等の読書環境整備の推進が求められています。

## 主なとりくみ

### 【スポーツ活動】

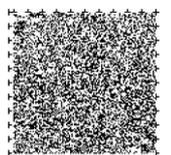
- 引き続き、障がいがある人がスポーツを楽しめる機会の提供や環境整備などをおこないます。
- 障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。（⇒重点施策1 P26）

### 【文化芸術活動】

- 障がいがある人も文化芸術を楽しめる機会の提供や環境整備などをおこないます。

### 【社会教育（生涯学習）】

- 障がいがある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向けとりくみをすすめます。（⇒重点施策2 P27）

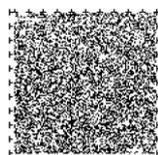


## 重点施策（実行プラン）

### 重点 施策 1

障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解をひろげます。

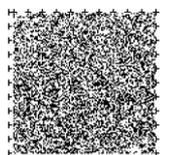
事業名	小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催		
所管課	スポーツ振興課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、新型コロナウイルスの影響によりパラバドミントン体験教室を開催できない期間がありました。3か年で約3,000人の小学生に参加していただきました。後期計画では、パラバドミントン体験教室等の参加人数を増やし、より一層の参加機会の拡大をはかり、障がい者スポーツの普及啓発や障がいへの理解促進につなげます。		
事業概要	市内の小学校で、障がい者スポーツの体験教室をおこないます。特に、パラバドミントン体験教室では、日本パラバドミントン連盟から選手等を招き、競技用車いすの操作体験や、選手に対する質疑応答をとおして、障がいへの理解促進をはかります。また、選手のプレー見学や交流をとおして、競技の魅力を知ってもらい、障がい者スポーツの普及啓発をはかります。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
1,075人	1,200人	1,200人	1,200人



重点  
施策 2

障がいがある人が学び続けられるように、社会教育（生涯学習）の機会や内容の充実に向けとりくみをすすめます。

事業名	障がいがある人の生涯学習機会の充実		
所管課	生涯学習センター		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	<p>前期計画では、「障がいがある人の学習成果を発表する場の充実」として、これまでとりくんできた障がい者青年学級事業（主に知的障がいがある人を対象）に加えて、障がいに応じた学習講座として、2021年度は聴覚障がい、2022年度は視覚障がい、2023年度は身体障がいに関する講座を開催しました。障がいの有無にかかわらず、グループごとに意見交換や発表を活発に行ったことで、講座終了後もサークルの設立等により参加者同士のつながりが保たれています。後期計画では、「障がいがある人の生涯学習機会の充実」として、障がい者青年学級事業に焦点を当て、より多くの障がいがある人が学び続けられるよう、事業の見直しをおこない、新しい仕組みづくりにとりくみます。</p>		
事業概要	<p>障がい者青年学級事業を継続し、より多くの方に届くようにするため、新たな仕組みを検討し、事業を再構築します。なお、「町田市生涯学習センター運営見直し実行計画」及び「町田市教育プラン24-28」に基づき、本施策にとりくみます。</p>		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
障がい当事者の方やその方に関わる支援者、関係機関等に対する意見聴取の実施	障がい者青年学級事業がより多くの方に届くとともに持続できる仕組みへの再構築に向けた検討	障がい者青年学級事業がより多くの方に届くとともに持続できる仕組みへの再構築に向けた検討	再構築した仕組みの担い手の検討 ※2028年度実施予定



## この分野に関係するサービスの見込量

### 地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等 ・障がい児スポーツ教室 ・障がい児者水泳教室 ・障がい者スポーツ大会	1事業	3事業	3事業	3事業	3事業	3事業

※サービスの内容説明 P113

コ

ラ

ム

### < (仮称) 町田木曽山崎パラアリーナについて >

大規模な団地を中心とする木曽山崎団地地区にある旧忠生第六小学校用地内に、幅広い世代に向けたスポーツ推進による健康増進、また、障がい者のスポーツ推進によるパラスポーツの普及啓発ならびにパラリンピックのレガシーを継承するアリーナを整備します。

整備にあたっては、障がいの有無や種別にかかわらず、誰もが利用しやすいインクルーシブな施設づくりを目指します。

#### 【施設のコンセプト】

「地域特性を踏まえた健康づくりの場」・「パラスポーツを「する」場・「みる」場」として、高齢者向けの教室事業や各種目の一般開放利用などを実施するとともに、パラスポーツの体験教室やパラアスリートによる練習利用・見学など、新たな価値と魅力を創出します。

(市内の小学校で行っているパラバドミントン体験会のようす)



# 2

## 暮らすこと

担当部署：指導監査課、障がい福祉課、保健予防課（組織順）

### 現状と課題

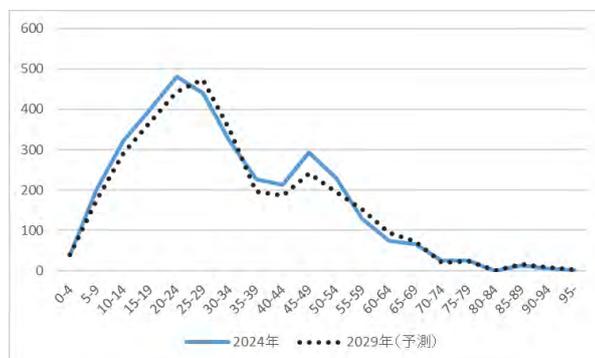
#### 【障害福祉サービス等】

- 実態調査では、障害福祉サービスの満足度は外出の支援で6割、訪問支援で7割以上、日中活動の支援で8割弱の利用者が「満足している」「どちらか」と満足している」と回答しています。一方で、不満の理由としては、時間数や人材の不足があげられています。
- 実態調査では、障害福祉サービス未利用者のうち 44.6%の方が支援が必要と感じる困り事があると答えたにもかかわらず、サービスを利用したいと答えた人はそのうちの 33.8%にとどまり、49.1%の人が「障害福祉サービスのことを知らない、わからない」と答えています。必要とする人が支援を受けられるように周知していく必要があります。

#### 【障がいがある人の地域での暮らし】

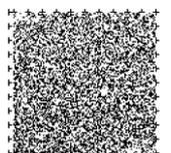
- 実態調査によると、障がいがある人（サービス利用者）の 81.2%が家族と暮らしています。また、自宅での支援は家族からが 86.2%、訪問支援サービスが 28.0%となっており（複数回答）、サービスを併用しつつも家族からの支援を受けている現状がうかがえます。また、実態調査（施設入所者）では、「施設入所の理由」として「家族による介護が難しくなった」が 54.1%あり、これまでの支援では、家族が介護できなくなると施設に入所せざるを得ない一面があったことが浮き彫りになっています。

- 市内では、2029年には約350名程度の知的障がいがある人が50歳台に達し、また、その親の世代が75歳以上の後期高齢者となる見込みです。障がいがある人の重度化・高齢化や「親なき後」に対応した支援が必要です。



町田市の知的障がい者数予測

(年齢5歳刻み)



- 成人した障がいがある人の生活を家族が支えているという現状がうかがえます。障がいがある人が地域で自立した生活を送れるよう支援する必要があります。
- 軽度の障がいがある人のグループホームが充足した一方で、重度の障がいがある人の入居できるグループホームは不足しています。重度の障がいがある人の入居できるグループホームが増えることが望まれています。
- 障がいがある人の移動のための、タクシー券の支給についての要望が寄せられています。

#### 【地域生活への移行】

- 施設入所者の地域生活への移行は十分に進んでいません。
- 長期入院の精神障がいがある人の地域移行をさらにすすめていくことが必要です。

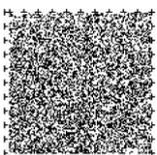
#### 【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

- 精神障がいがある人を受け入れ可能なグループホームの開設が増え、長期入院の人も含め地域で安心して生活するための基盤整備が進んでいます。
- 精神障がいがある人の地域での暮らしを支えるしくみ（精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム）をつくることが求められています。

### 主なとりくみ

#### 【障害福祉サービス等】

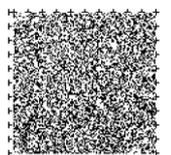
- 障がいがある人が適切なサービスを受けながら地域で暮らせるよう、障害福祉サービス等の見込量を設定し、サービス基盤を整備していきます。
- 訪問系サービスについては、本人や家族の状況の変化に対応した適切な支給決定をおこないます。
- 日常生活用具給付等事業については、引き続き、品目や基準額について適切な給付ができるようとりくみます。



- 移動支援事業については、利用者のニーズを注視しながら時間数等の検証・見直しをおこない、事業を推進していきます。
- 支援を必要とする人が適切なサービスの相談につながるよう、地域の障がい者支援センターを中核とした相談支援体制を整備します。
- 障害福祉サービス等の質を向上させるために、事業所への第三者評価の受審促進や市民への周知をおこないます。また、障害福祉サービス事業所に対する利用者や家族からの苦情相談に対応し、事業所への指導・助言を継続するとともに、実地指導の結果や改善状況の活用をはかります。
- 市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保につながるとりくみをおこないます。（⇒重点施策 18 P80）
- 高齢化や重度化を見据えた質の高い支援ができるよう、事業所や関係機関などと協働しながら、支援に必要な人材育成のためのとりくみをすすめます。
- タクシー券支給についての要望が多く寄せられていること、車いすでも利用しやすいタクシーの整備が市内で進んできていること、障がい者手帳のカード化にともなう多機能化の進展状況などもふまえて、障がいがある人の移動・アクセスを保障するためのさまざまな方策のあり方を検討します。また、合理的な配慮の実現という視点から、事業者とも調整をはかっていきます。

#### 【障がいがある人の地域での暮らし、地域生活への移行】

- 地域生活につなげるため、施設入所者の区分認定調査時や計画相談のモニタリングなどの場を通じ、地域生活の意向の聞き取りを引き続きおこないます。
- 障がいがある人が、十分な情報を受けた上で、グループホームや一人暮らしなど、自身の希望に応じて地域での生活ができるよう支援します。
- 地域生活支援拠点等※の整備及び充実をはかり、障がいがある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。（⇒重点施策 3 P33）

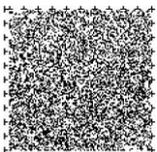


※地域生活支援拠点等…地域生活支援拠点等とは、障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つとしています。

- 特定相談支援事業所に対し、地域移行を促進する担い手となる指定一般相談事業所を設置するよう促します。
- グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施します。グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみをおこなうとともに、特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。(⇒重点施策5 P35)
- 高齢化や障がいの重度化に対応する新たなグループホームの類型である日中サービス支援型グループホームの開設に向けた評価会議を開催し、利用者のニーズなど、町田市の実情に応じた事業所の整備をすすめます。

#### 【精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築】

- 地域で生活するために必要なサービスの周知をおこないます。
- 保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。(⇒重点施策4 P34)

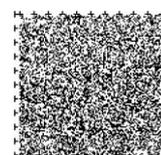


## 重点施策（実行プラン）

重点  
施策 3

地域生活支援拠点等の整備及び充実をはかり、障がいがある人が地域で自立した生活をおくれるような支援体制を構築します。

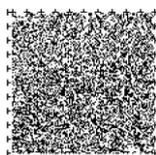
事業名	地域生活支援拠点等が有する機能の充実		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、地域生活支援拠点等の整備に向けて「町田市地域生活支援拠点事業実施要領」を策定し、7事業所を地域生活支援拠点として指定しました。また、町田市障がい者施策推進協議会・相談支援部会において、緊急時の支援機関の連携や役割について議論し、緊急対応するための個別対応シートのひな形を作成しました。後期計画では、指定事業所数を増やし、より一層の拠点機能の充実をはかります。		
事業概要	地域生活支援拠点等について、①各地域の障がい者支援センターを中心とした面的整備をおこないます。また、②地域生活支援拠点等の機能について、年1回以上、運用状況の検証・検討をおこないます。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
①拠点機能の充実 ②年1回以上	①拠点機能の充実 ②年1回以上	①拠点機能の充実 ②年1回以上	①拠点機能の充実 ②年1回以上



**重点  
施策 4**

保健所及び市内精神科病院、障がい者支援センター等との定期的な連携をはかります。

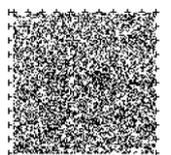
事業名	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた保健・医療・福祉の連携		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、町田市地域精神保健福祉連絡協議会の専門部会として「障がい福祉部会」と「保健所部会」を設置し、協議する体制を整備したほか、病院への訪問を通じて退院支援のとりくみ等を確認し、病院、相談支援事業所、訪問看護事業所等の精神障がいに関わる事業者による課題共有や意見交換をおこないました。後期計画では、引き続き病院と地域の支援者との連携を強化し、精神障がいがある人の地域生活を支える基盤整備をおこないます。		
事業概要	精神障がいがある人が安心して地域で生活できるよう、保健・医療・福祉関係者等が定期的に連携できるネットワーク会議を開催します。会議において、長期入院者が地域で安心して生活できるような基盤整備に向けた協議を計画的に実施していきます。		
現状値	目標値		
2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
協議の実施 年 2 回	協議の実施 年 2 回	協議の実施 年 2 回	協議の実施 年 2 回



重点  
施策 5

グループホームの開設相談のほか、施設整備補助は可能な限り実施します。グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみをおこなうとともに、特に重い障がいがある人が利用しやすい基盤の整備につとめます。

事業名	グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみ及び基盤整備の実施		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画のとりくみ	前期計画では、重い障がいがある人が利用できるグループホームのあり方について会議の実施や施設訪問等をおこなった結果、人材不足の課題が特に深刻であることがわかり、さらに調査・検討が必要となりました。後期計画では、計画的に施設を訪問し、当事者のニーズ把握や人材不足などのグループホームの運営課題等の事例収集を丁寧におこない、施策の立案・実施につなげていきます。		
事業概要	グループホームの支援の質の向上をはかるため、市内のグループホームを訪問し、運営状況の確認をおこないます。また、引き続き、重度重複障がい者向けのグループホームの支援や計画的な整備について検討をおこない、施策を実施します。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
—	①訪問件数:5施設 ②施策の検討	①訪問件数:5施設 ②施策の検討・策定	①訪問件数:5施設 ②施策に基づいた実施



## この分野に係るサービスの見込量

### 障害福祉サービス

#### 【訪問系サービス】

(1か月あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量		
		2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
居宅介護	利用者数	516人	530人	558人	588人	619人	652人
	利用時間数	9,114時間	9,407時間	9,944時間	10,479時間	11,031時間	11,619時間
重度訪問介護	利用者数	125人	122人	127人	132人	137人	142人
	利用時間数	31,166時間	31,488時間	34,482時間	35,840時間	37,197時間	38,555時間
同行援護	利用者数	104人	100人	104人	108人	112人	116人
	利用時間数	2,399時間	2,649時間	2,523時間	2,620時間	2,717時間	2,814時間
行動援護	利用者数	22人	30人	38人	48人	61人	77人
	利用時間数	517時間	716時間	944時間	1,192時間	1,515時間	1,912時間
重度障害者等 包括支援	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

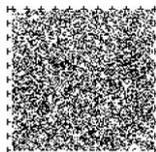
※サービスの内容説明 P109

#### 【居住系サービス】

(1か月あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量		
		2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
共同生活援助	利用者数 (内 精神)	576人 (137人)	629人 (162人)	691人 (147人)	759人 (162人)	834人 (178人)	917人 (195人)
施設入所支援	利用者数	238人	234人	234人	234人	234人	234人
自立生活援助	利用者数 (内 精神)	0人 (0人)	0人 (0人)	3人 (2人)	3人 (2人)	3人 (3人)	3人 (3人)

※サービスの内容説明 P110



## 地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
日常生活用具給付等事業						
介護・訓練支援用具	50件	54件	60件	66件	73件	80件
自立生活支援用具	80件	83件	89件	96件	103件	111件
在宅療養等支援用具	78件	69件	69件	69件	69件	69件
情報・意思疎通支援用具	197件	82件	92件	103件	115件	129件
排泄管理支援用具	8,649件	8,353件	8,712件	9,087件	9,478件	9,886件
住宅改修費	15件	21件	30件	43件	62件	89件
移動支援事業	547人	575人	600人	627人	655人	684人
福祉ホーム	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
訪問入浴サービス	22人	22人	23人	23人	23人	23人

※サービスの内容説明 P113

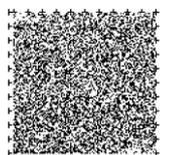
コ ラ ム

### <日中サービス支援型グループホームについて>

日中サービス支援型グループホームとは、障がいの重度化・高齢化に対応できる新たなタイプのグループホームです。障がいが重度であったり、高齢などで施設への通所が困難になった人が、日中もグループホームで支援を受けることができます。

グループホームの開設にあたっては、事業者は開設する市の協議会等にはかり、また、開設後も、運営状況について協議会等で評価を受ける必要があります。

町田市では、2020年度から町田市障がい者施策推進協議会において事業者の評価会議をおこなっています。日中サービス支援型グループホームは全国で事業所数が増加していますが、介助ニーズの高い人の受け入れや日中の活動プログラムの充実など、町田市の状況にあった事業所の開設を推進していく必要があります。



# 3

## 日中活動・働くこと

担当部署：職員課、障がい福祉課、障害者優先調達推進法※に関わるすべての部署（組織順）

※障害者優先調達推進法…障がいがある人が働く障害福祉サービス事業所・企業などが供給する物品やサービスを行政機関が率先して購入・受注し、就労する障がいがある人の自立をすすめることを目的とした法律です。

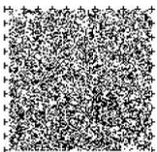
### 現状と課題

#### 【日中活動・就労系の障害福祉サービス※1】

- ・特別支援学校の卒業生など新たに活動場所を希望する人や、年を重ねるとともに働きづらくなり、他の活動場所を希望する人が増えています。町田市では重い障がいがある人が通える場が少なく、状況や希望に沿った場所に通えないことがあります。
- ・実態調査では、日中活動系サービスに関して事業所数の少なさや支援にあたる職員の人手不足といった不満の意見があげられています。このような状況が、サービスの利用ニーズがあっても希望どおりに利用できていない人がいる問題の背景要因となっていることがうかがえます。
- ・就労継続支援を利用する人が増えていますが、「工賃や給与が少ない」との不満があげられています。障がいがある人が自立して生活できるよう、工賃や給与を向上させていく必要があります。
- ・障がいがある人の自立生活に向け、家族から離れて過ごす体験の場として短期入所を利用する人が増えています。市内の短期入所事業所は増加していますが、十分なサービス量を確保できている状況にあるとはいえません。

#### 【企業や公的機関などでの就労】

- ・一般就労※2 への移行者数は、障害者雇用促進法の改正などもあり大きく増加しました。特に精神障がいがある人の就労が進んでいます。その一方で、職場環境や仕事内容、人間関係、生活環境などの要因で退職する人も多く、職場定着率に課題があります。



- 市役所の障がい者雇用率は、2022 年度時点で 2.23%と法定雇用率（2022 年度 2.6%、2024 年度 2.8%、2026 年度 3.0%）に至っていません。雇用の拡大が引き続き課題となっており、会計年度任用職員としての職域拡大など採用拡大に向けたとりくみをすすめていきます。
- 市役所では、庁内の郵送や事務補助等の業務で知的障がいがある人のチャレンジ雇用※3 を実施しています。また、特別支援学校の職場実習生の受け入れもおこなっています。
- 実態調査では、差別や偏見を受けたことがあると答えた人のうち、企業などで働く人の約半数が仕事や収入での差別をあげています。雇用する側の障がい理解を高めていくことが必要です。

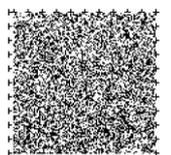
※1 就労系の障害福祉サービス…障害福祉サービスの一形態として就労や生産活動の機会を提供するもので、雇用契約にもとづく就労継続支援 A 型、雇用契約のない就労継続支援 B 型があります。また、一般就労に向けた訓練をおこなう就労移行支援や、一般就労後の定着を支援する就労定着支援のサービスもあります。さらに、障害者総合支援法の改正において、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援のサービスが 2025 年 10 月に施行予定です。

※2 一般就労…雇用契約にもとづく、一般企業等への就労のことをいいます。

※3 チャレンジ雇用…障がいがある人が一般就労へ向けた経験を積むため、国・都道府県・区市町村などの行政機関や公立学校において、期限を定めて雇用する形態です。

#### 【支援機関や障害福祉サービス等の利用】

- 実態調査では、ひとり暮らしの人のうち、約半数が平日の日中を「主に自宅で過ごしている」と回答しています（複数回答）。障害福祉サービス等を利用していない 19～65 歳未満の人では、自宅のみで過ごしている人が 23.5%で、特に精神障がいが多くなっています。また、自宅で過ごしている人の約 60%が、支援が必要な困り事を感じています。障がいがある人が支援につながらず孤立してしまう状況の解決や、障がいの特性に合った多様な活動の場が求められています。

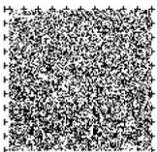


- 実態調査では、障害福祉サービス等を利用していない人にサービスの利用意向を聞いたところ、「利用したいと思うことがある」が 20.9%、「サービスのことを知らない、わからない」が 35.6%という回答結果になっています。潜在的なサービスの利用ニーズがありながらも、サービスのことを知らないために利用につなげていない人が一定数いることが考えられるため、支援機関やサービスの情報を広く周知するとりくみが必要です。
- 実態調査では、サービスの中で就労に関する支援を希望する人が最も多く、精神障がいでは約半数と特に多くなっています。将来望む生活についても、「働きたい」「自立したい」といった意見が多く寄せられ、就労のニーズが特に高いことがうかがえます。障がいの特性、疾病の症状などに応じた支援ニーズは多岐にわたるため、さまざまな関係機関と連携した支援をおこなう必要があります。

## 主なとりくみ

### 【日中活動・就労系の障害福祉サービス】

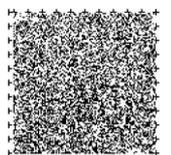
- 市内には、車いす利用者や重い障がいがある人、強度行動障がいがある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます。（⇒重点施策 6 P42）
- 重度重複障がいがある人や医療的ケアが必要な人など、特に重い障がいがある人を対象にした事業所では、手厚い人員配置や専門性の高い技術、特別な環境整備などの運営体制を確保・維持する必要があるため、事業所を支援していく施策のあり方を検討します。（⇒重点施策 6 P42）
- 日中活動を希望する、すべての障がいがある人の活動参加を保障するために、事業所の開設・事業継続のための支援にとりくみます。
- 短期入所については、単独型施設の開設やグループホーム開設時の併設を促進します。（⇒重点施策 11 P56）
- 市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保につながるとりくみをおこないます。（⇒重点施策 18 P80）
- 高齢化や重度化を見据えた質の高い支援ができるよう、事業所や関係機関などと協働しながら、支援に必要な人材育成のためのとりくみをすすめます。



- ・障害者優先調達推進法にもとづく物品やサービスの購入を推進し、市で定める目標額を毎年達成できるようとりくみます。また、市役所以外にも購入を広げるとりくみをおこない、障がいがある人の工賃や給与の向上につながるようつとめます。

#### 【企業や公的機関などでの就労】

- ・障がいがある人の就労と、働き続けるための支援をよりいっそうすすめます。
- ・市内の企業や公的機関に対して、障がい者雇用や障がい理解を促進するための働きかけをおこない、障がいがある人が身近な地域で働くことができる環境をととのえます。（⇒重点施策7 P43）
- ・2021年度から開始した「町田市職員障がい者活躍推進計画」※に基づき、法定雇用率の達成を目指します。あわせて、障がいがある職員が安心して働き続けられるよう、職場の環境づくり、障がい理解や相談体制の充実等をはかります。（⇒重点施策8 P44）
- ・市民・事業者等の障がい理解がひろがるよう、さまざまな機会や媒体を通じた普及啓発をおこなうとともに、障がい者差別に関する法律や町田市条例についても広く周知するためのとりくみをすすめます。
- ・障がい者就労・生活支援センター等を中心とした、支援機関の強固な連携体制の構築に向けとりくみます。
- ・障がい者合同就職面接会や企業向けの雇用セミナーの開催支援を推進し、企業や参加者の増加をはかります。
- ・地域での就労・生活の支援体制の確保及び個々の障がいに応じたきめ細やかな支援のため、ハローワーク、商工会議所、企業、教育機関、障がい者支援センター、就労系の障害福祉サービスの事業所、障がい者就労・生活支援センター等と連携して就労支援をすすめます。
- ・就労系の障害福祉サービス事業所を利用する人の一般就労への移行や、一般就労した人の就労定着支援の利用を促進できるよう、市から事業所に働きかけをおこないます。



※町田市職員障がい者活躍推進計画…町田市が事業主として、障がい者雇用の推進や、市役所で働く全ての職員が障がいの有無にかかわらず、能力を発揮して活躍できる職場づくりを推進するための計画です。

【支援機関や障害福祉サービス等の利用】

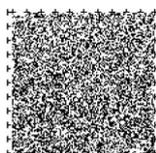
- ・障がいがある人の日中の居場所づくりや地域活動を支える場として、地域活動支援センターまちプラ事業の検証をおこない、充実をはかります。
- ・日中の一時的な見守り支援や活動の場を確保する日中一時支援については、他のサービス等も含め、ニーズに応えられるよう検討していきます。
- ・支援を必要とする人に適切に情報提供や支援をおこなうことができるよう、体制づくりを検討します。

重点施策（実行プラン）

重点  
施策 6

市内には、車いす利用者や重い障がいがある人、強度行動障がいがある人、医療的ケアが必要な人が利用できる事業所が少ないため、日中活動の場の確保を支援していきます。

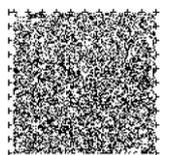
事業名	重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針の策定		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、「既存の事業所の活用による、重い障がいがある人の日中活動の場の確保方策」として、重い障がいがある人を受け入れている生活介護事業所の支援の工夫などの好事例集を作成しました。市内事業所に好事例集を配布するとともに、事業所支援のあり方の検討をおこないました。後期計画では、検討を踏まえ、重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所の整備方針を策定し、日中活動の場の確保のためのとりくみを着実にすすめていきます。		
事業概要	重い障がいがある人が利用できる生活介護事業所を計画的に整備していくための整備方針を策定します。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
—	調査・検討	整備方針の策定	方針に基づいた施策の実施



重点  
施策 7

市内の企業や公的機関に対して、障がい者雇用や障がい理解を促進するための働きかけをおこない、障がいがある人が身近な地域で働くことができる環境をととのえます。

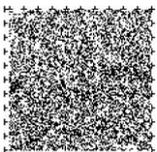
事業名	障がい者雇用の促進に関するとりくみ		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、障がいがある人の就労に関する実態調査を実施しました。調査結果をまとめた報告書及び企業での障がい者雇用のとりくみをまとめたパンフレットを作成し、企業へ配布するなど活用につとめました。後期計画では、ハローワーク等の関係機関と連携し、障がい者雇用率未達成の企業に直接訪問します。訪問では、前期計画の調査結果を活用し、障がい者雇用を丁寧に啓発することで、雇用促進に向けたとりくみを着実にすすめます。		
事業概要	障がい者雇用率未達成の市内企業を中心に訪問し、障がいがある人の就労に関する実態調査の結果やパンフレット等を活用して、障がい者雇用の啓発活動をおこないます。		
現状値	目標値		
2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
—	企業訪問：5 か所	企業訪問：5 か所	企業訪問：5 か所



重点  
施策 8

2021 年度から開始した「町田市職員障がい者活躍推進計画」に基づき、法定雇用率の達成を目指します。あわせて、障がいがある職員が安心して働き続けられるよう、職場の環境づくり、障がい理解や相談体制の充実等をはかります。

事業名	(仮称) ワークサポートルームの設置と雇用の拡大		
所管課	職員課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	後期計画から新たに重点施策として掲げる事業です。法定雇用率の達成に向けて、市役所の障がい者雇用の拡大にとりくんでいきます。		
事業概要	市役所の障がい者雇用は、障がい者を対象とした正規職員のほか、主に郵送業務を担当するチャレンジ雇用職員、各部署の事務補助を担う会計年度任用職員の採用を実施しています。今後も多様な働き方を検討するとともに、各課から請け負った軽作業等を集約した(仮称)ワークサポートルームの新設など、新たな配置先の拡大をはかり、採用者数の増加を目指します。また、障がいがある職員が安心して働くことができるような環境づくりにとりくみ、職場への定着を目指します。		
現状値	目標値		
2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
①障がい者雇用率 2.32% ②(仮称)ワークサポートルーム未設置 ③採用後1年以内の離職者数0人(障がい者採用)	①法定雇用率の達成 ②(仮称)ワークサポートルーム設置準備 ③採用後1年以内の離職者数0人(障がい者採用)	①法定雇用率の達成 ②(仮称)ワークサポートルーム設置・運用開始 ③採用後1年以内の離職者数0人(障がい者採用)	①法定雇用率の達成 ②(仮称)ワークサポートルーム運営体制の評価と見直し ③採用後1年以内の離職者数0人(障がい者採用)



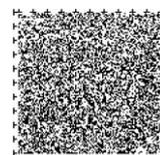
この分野に関係するサービスの見込量

障害福祉サービス

(1か月あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量			
		2021年度	2022年度	2023年度(見込)	2024年度	2025年度	2026年度	
日中活動系サービス	生活介護	利用者数	1,126人	1,135人	1,160人	1,186人	1,212人	1,239人
		利用日数	21,298日	21,333日	22,526日	23,031日	23,536日	24,060日
	自立訓練(機能訓練)	利用者数	2人	1人	1人	1人	1人	1人
		利用日数	20日	8日	12日	12日	12日	12日
	自立訓練(生活訓練)	利用者数	51人	66人	75人	85人	96人	109人
		利用日数	804日	926日	1,232日	1,396日	1,577日	1,790日
	宿泊型自立訓練	利用者数	8人	9人	12人	16人	21人	28人
		利用日数	224日	260日	341日	455日	597日	796日
	就労選択支援	利用者数					検討	検討
		利用日数					検討	検討
	就労移行支援	利用者数	126人	130人	142人	155人	169人	185人
		利用日数	2,146日	2,169日	2,320日	2,532日	2,761日	3,022日
	就労継続支援(A型)	利用者数	123人	131人	135人	139人	143人	147人
		利用日数	2,313日	2,435日	2,642日	2,720日	2,799日	2,877日
	就労継続支援(B型)	利用者数	863人	905人	925人	945人	966人	987人
		利用日数	13,377日	13,877日	14,992日	15,317日	15,657日	15,997日
就労定着支援	利用者数	61人	65人	73人	82人	92人	103人	
療養介護	利用者数	47人	45人	45人	45人	45人	45人	
短期入所(福祉型)	利用者数	224人	256人	315人	387人	476人	585人	
	利用日数	1,176日	1,350日	1,576日	1,936日	2,381日	2,926日	
短期入所(医療型)	利用者数	28人	36人	39人	43人	47人	51人	
	利用日数	174日	138日	283日	312日	341日	370日	

※サービスの内容説明 P109-110



## 地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
地域活動支援センター機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
日中一時支援	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討
知的障害者職親委託	1人	1人	1人	1人	1人	1人
自動車運転免許取得・改造助成	7件	9件	10件	11件	12件	13件

※サービスの内容説明 P113

コ

ラ

ム

### <地域活動支援センター まちプラ>

町田市では、市内在住で継続的に精神科や心療内科に通院している方が創作的活動・生産活動・社会との交流・生活上の困り事の相談ができる場として「地域活動支援センター まちプラ」を設置しています。

利用者からは、「社会とのつながりの場として、まちプラがもっと楽しく活気のあるものになるよう盛り上げてほしい。」という声が寄せられています。

地域活動支援センター まちプラ

郵便 194-0013

住所 町田市原町田4-24-6  
せりがや会館4階

電話 042-722-0713

FAX 042-709-3652

開所日・開所時間

- ・月曜日から金曜日の午前9時から午後6時

(お問合せは午前10時から午後5時)

- ・日曜日、土曜日、祝日、年末年始は閉所

まちプラ

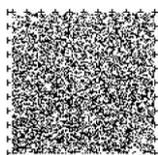
地域活動支援センターまちプラ

そうだ! 相談してみよう。



町田市の精神障がい者ご家族、関係者のみなさま

困っていること、まちプラに相談できます

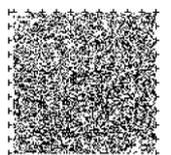


## ＜就労の支援機関＞

- 仕事を探す場合は、ハローワーク（公共職業安定所）で相談できます。障がい専門の窓口も設置されています。
  - 就職活動のアドバイスや就職後のサポートは、町田市障がい者就労・生活支援センター（りんく・Let's（レッツ））、就労支援センターらいむなどの市内の支援機関や、市外の広域な支援機関である障害者就業・生活支援センターTALANT（タラント）を利用することができます。
  - 障害福祉サービスでは、就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援などの事業所があり、就労に向けた訓練や生産活動、就職後のサポートをおこなっています。詳しくは地域の障がい者支援センターにお問い合わせください。
- 他にも、知識や能力をつけるためのさまざまな訓練機関があります。

### 支援機関の問合せ先

ハローワーク町田 （公共職業安定所）専門援助部門	住所 町田市森野 2-28-14 町田合同庁舎 1 階 電話 042-732-7316 FAX 042-732-8724
町田市障がい者就労・生活支援センター りんく ※主に身体・知的障がい対象	住所 町田市原町田 4-24-6 せりがや会館内 電話 042-728-3161 FAX 042-728-3163
町田市障がい者就労・生活支援センター Let's（レッツ） ※主に精神・発達・高次脳機能障がい対象	住所 町田市原町田 4-24-6 せりがや会館内 電話 042-728-3162 FAX 042-709-3652
就労支援センター らいむ	住所 町田市中町 1-9-20 ハピネス中町 101 号 電話 042-721-2460 FAX 042-732-3350
障害者就業・生活支援センター TALANT（タラント）	住所 八王子市明神町 4-5-3 橋捷ビル 4 階 電話 042-648-3278 FAX 042-648-3598



# 4

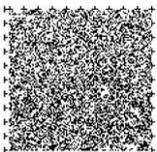
## 相談すること

担当部署：障がい福祉課、ひかり療育園（組織順）

### 現状と課題

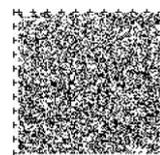
#### 【相談支援体制】

- ・市内5地域にある障がい者支援センターが、地域の相談拠点としての役割を担っています。
- ・実態調査では、障害福祉サービス利用者の80.7%、障害福祉サービス未利用者の41.4%が障がい者支援センターのことを「知っている」と答え、障害福祉サービス未利用者では56.3%が知らない状況にあります。
- ・実態調査によると、障がい者支援センターの満足度は地域によって差がみられます。
- ・障がい福祉課は、基幹相談支援センターとして、各障がい者支援センターの相談の推進をはかるため、窓口対応や相談についての技術的助言をおこなうとともに、障がい者虐待や障がい者差別、成年後見制度等の権利擁護に関する相談に対応しています。
- ・計画相談件数は増加していますが、他市と比較して、サービス等利用計画の作成率が低い状況にあります。また、すべてのサービス利用者の計画を作成可能な事業所数の確保には至っていません。
- ・実態調査によると、65歳未満の障害福祉サービス未利用者で、平日の日中を自宅のみで過ごしている障がいがある人は、就労や通学など自宅以外での過ごし方がある人と比べて、困り事を感じている割合が高くなっています。困り事を抱えながらも、相談先がわからなかったり、障害福祉サービスにつながっていない障がいがある人にどのようにアプローチしていくかが課題です。
- ・80代の高齢化した親が、障がいがある50代の中高年の引きこもりの子どもを支える世帯で、どこにも相談先につながらず孤立しているケースが指摘されています。80・50問題とも言われています。



### 【相談支援体制】

- 障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。(⇒重点施策 9 P50)
- 障がい者支援センターの認知度を高める方策について検討します。
- 計画相談をおこなう民間の特定相談支援事業所を増やすようつとめていきます。
- 障がいがある人や家族、支援者に対して、地域での自立した生活のための計画相談がおこなえるよう事業所を支援します。
- 困り事があっても相談先がわからなかったり、障害福祉サービスにつながらない人に対する情報提供について検討します。
- 課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。(⇒重点施策 10 P51)
- 障がい福祉課は、引き続き、各障がい者支援センターへの技術的助言や関係機関との連携、障がい者虐待や障がい者差別に関する相談等、基幹相談支援センターとしての役割を担っていきます。
- 障がい者支援センターは、地域生活支援拠点等の機能を担い、困り事をかかえる障がいがある人をきめ細かく支援していきます。
- 地域のニーズ・情報を常に共有するために、相談支援部会、障がい者支援センターや計画相談支援事業所の連絡会等を定期開催します。

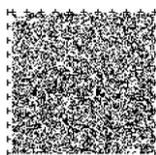


## 重点施策（実行プラン）

重点  
施策 9

障がい者支援センターと民間の相談支援事業所の支援力のさらなる向上に引き続きとりくんでいきます。

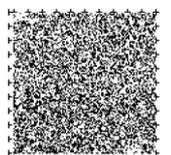
事業名	相談支援体制の強化		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、障がい者支援センター及び市内相談支援事業所を対象に、講習会や連絡会等を開催し、活発に情報交換・事例検討をおこないました。さまざまな障がい種別の相談事例を共有できたことで、各事業所の相談の幅を広げるとともに、支援力の向上につながりました。後期計画では、引き続き講習会や連絡会等のさらなる内容充実にとりくみます。		
事業概要	町田市の特徴である5つの障がい者支援センターを相談支援体制の中核としながら、市と民間相談支援事業者の3者が協働して研修・連絡会を開催し、総合的に問題解決ができる、切れ目のない支援のための相談支援体制の強化をはかります。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
市・地域障がい者支援センター・相談支援事業所が協働した研修・連絡会の開催 年3回	地域で相談支援専門員が支援について相談や検討することができる場（連絡会等）の開催	地域で相談支援専門員が支援について相談や検討することができる場（連絡会等）の開催	地域で相談支援専門員が支援について相談や検討することができる場（連絡会等）の開催



重点  
施策10

課題を抱え、孤立している障がいがある人・家庭に対する情報提供や相談支援、訪問支援をおこなっていきます。

事業名	課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	<p>前期計画では、2022年度に愛の手帳、2023年度に身体障害者手帳をもつ19歳から64歳までの方で、孤立している恐れがある障がいがある人・家族を対象に、アンケート調査並びに電話調査及び訪問調査を実施しました。さらに、調査結果をまとめデータベースを作成しました。また、状況に応じて障害福祉サービス等を紹介し、障がい者支援センター等が継続的な関わりができるように支援しました。後期計画では、引き続き相談支援とモニタリング等を実施します。2026年度は愛の手帳をもつ19歳から64歳の方を対象に実態調査を実施し、データベースの更新を行い、障がい者支援センターをはじめとした関係機関による相談支援や見守りに活用します。</p>		
事業概要	<p>障害福祉サービス等を活用していない利用者の生活実態を把握し、課題を抱えつつも、相談先がわからず孤立を深めている家庭に対して、基幹相談支援センター（障がい福祉課）・障がい者支援センターや、地域福祉コーディネーター、その他関係機関が連携して、相談支援活動などをおこなう事業です。この事業を展開することで、障がいがある人の「親なき後（養護者や生計を支えてきた家庭が不在となった後）」を見据えた相談支援体制の強化を目指します。事業の展開にあたっては、①対象となる障がいがある人・家庭の実態調査とモニタリング調査、②個別訪問を含めた相談支援といったとりくみを、段階的・継続的におこなってまいります。</p>		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
①調査の実施 ②訪問・相談支援の実施	①調査の実施 ②訪問・相談支援の実施	①調査の実施 ②訪問・相談支援の実施	①調査の実施 ②訪問・相談支援の実施



## ＜地域福祉コーディネーター＞

地域の方から寄せられる相談を受け止め、解決に向けて、一緒に考えていく、地域福祉の専門職です。現在は、相原及び小山地区、鶴川地区に設置していますが、2025年度までに町田市全域への設置を予定しています。

困り事をいろいろと抱えていて、どこに相談してよいか悩まれている方は、ぜひご相談ください。また、ご本人からの相談でなくともお受けできます。身近に心配な方がいらっしゃったら、ぜひご連絡ください。

### 一緒に考えます！

**高齢者・障がい者**

- ・ひとり暮らしで頼れる人がいない
- ・わが子の行く末が心配
- ・介護の悩みがある

**近所や地域**

- ・地域に心配な方がいる



**子ども・子育て**

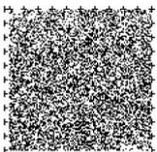
- ・ひきこもりの子どもがいる
- ・家族の介護を子どもが行っている
- ・育児と介護で大変

**暮らし**

- ・今日、明日食べるものがない

いろいろ抱え込んでいる・・・  
どこに相談したらよいか・・・

**わたしたちへご相談ください！  
訪問もいたします**



## この分野に関するサービスの見込量

### 障害福祉サービス

(1年あたり)

サービス名	項目	実績値			見込量			
		2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度	
相談支援	基本相談支援		実施	実施	実施	実施	実施	
	計画相談支援	利用者数	2,066人	2,167人	2,509人	2,905人	3,364人	3,896人
		指定特定相談支援事業所 箇所数	26箇所	27箇所	31箇所	35箇所	40箇所	45箇所
	地域移行支援	利用者数 (内精神)	6人 (6人)	6人 (6人)	9人 (9人)	13人 (13人)	19人 (19人)	27人 (27人)
	地域定着支援	利用者数 (内精神)	4人 (4人)	1人 (1人)	1人 (1人)	1人 (1人)	1人 (1人)	1人 (1人)

※サービスの内容説明 P111

### 地域生活支援事業

(1年あたり)

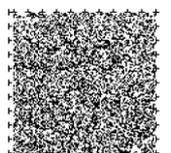
事業名	実績値			見込量		
	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	実施	実施	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業※	機能として 実施※	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施
	住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)※	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施	機能として 実施

※機能として実施…地域生活支援事業としての事業要件を完全に満たすものではないが、市を含めた関係機関における相談支援や障害福祉サービスの提供等の結果として当該機能を有すもの。

基幹相談支援センター等機能強化事業…町田市では基幹相談支援センター（障がい福祉課）に福祉選任職や保健師といった専門的職員を配置し総合的・専門的な相談支援や相談支援事業者等に対する指導・助言等をつうじて地域の相談支援体制の強化にとりこんでいます。

住宅入居等支援事業…地域移行支援や地域定着支援を提供する際に一般住宅への入居に必要な調整等に関する支援が行われています。

※サービスの内容説明 P112



# 5

## 家庭を築くこと・家族を支えること

担当部署：障がい福祉課、保健予防課、子ども家庭支援センター（組織順）

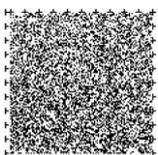
### 現状と課題

#### 【結婚・出産・子育て】

- ・実態調査では結婚・出産・子育ての経験について、「結婚したことがある」が29.4%、「出産・子育てしたことがある」が20.1%でした。障がい種別ごとに見ると、「結婚したことがある」は視覚障がいと聴覚障がいで60%台、肢体・内部・音声障がいで50%台です。一方、精神障がいでは12.7%、知的障がいでは1.6%となっています。障がいに気づいた時期別にみると、「結婚したことがある」は65歳以上で80.9%、19～64歳のときで51.6%と多くなっています。
- ・実態調査では結婚や子育てをするにあたりどのようなことが必要か（複数回答）については、経済的な支援が最も多く、次いで障がい理解の促進、（障がいがある人）本人の就労支援、相談支援の充実があげられました。

#### 【障がいがある人の家族支援】

- ・調査結果から、障がいがある人（サービス利用者）の81.2%が家族と暮らしており、また、自宅での支援は家族からが86.2%、訪問支援サービスが28.0%となっており（複数回答）、サービスを併用しつつも家族からの支援を受けている現状があります。
- ・成人した障がいがある人の生活を家族が支えているという現状があります。家族の負担を軽減するレスパイトケアや相談支援が求められています。
- ・障がいがある人の家族の就労や経済的なことに関する相談支援が課題です。



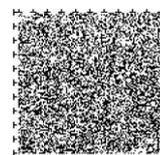
## 主なとりくみ

### 【結婚・出産・子育て】

- 障がいがある人も、自らの意思に基づいて家庭・家族をもち、希望に応じて出産や子育てをすることができるように、サービスの利用にかかる情報提供や相談等の支援をおこなっていきます。また、当事者によるピアサポートについて先進事例を研究していきます。
- 障がい理解の促進、(障がいがある人) 本人の就労支援、相談支援の充実をおこなうことで、障がいがある人の結婚・子育てを支援していきます。

### 【障がいがある人の家族支援】

- 障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアをおこなう事業所の基盤整備等に引き続きとりくんでいきます。  
(⇒重点施策 11 P56)
- 緊急一時保護については、引き続き事業を継続していくとともに、対象や利用期間など、運用のあり方を検討していきます。



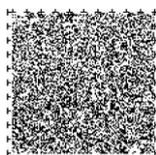
## 重点施策（実行プラン）

重点  
施策11

障がいがある人を支えている家族に対しての相談支援の充実や、レスパイトケアをおこなう事業所の基盤整備等に引き続きとりくんでいきます。

事業名	短期入所事業所の基盤整備		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、既存の短期入所事業所にヒアリング調査を実施したほか、市内の短期入所利用者数や内訳、稼働状況などの現状を確認しました。結果を踏まえ、町田市ホームページで短期入所のニーズが高いことを伝え、グループホームの開設相談において、短期入所の併設を促してきました。後期計画では、引き続き短期入所事業所の基盤整備にとりくんでいきます。		
事業概要	短期入所は、自宅で介護する家族が病気の場合や、自立生活に向けた体験をする場合などに、施設等に短期間入所し、支援を受けるサービスです。第5期計画※期間中に短期入所事業所は増加していますが、地域によって事業所の数に偏りがある、重度の障がいがある人が利用できる事業所が少ないなどの課題があり、全ての人々が短期入所を利用しやすい状況にはなっていません。より利用しやすいサービス基盤が整備されることを目標に、①地域ごとの利用状況やニーズの分析、②地域ニーズを踏まえた開設促進にとりくみます。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実施・検証	実施	実施	実施・検証

※町田市障がい福祉事業計画（第5期計画）



## この分野に関するサービスの見込量

### 地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
緊急一時保護 (延べ日数)	132日	96日	97日	98日	99日	100日

※サービスの内容説明 P112-113

コ

ラ

ム

### <育児支援のとりくみについて>

#### ・居宅介護（家事援助）・重度訪問介護での育児支援

育児をする親に障がいがあり、十分に子どもの世話ができないような場合に、居宅介護・重度訪問介護のなかで育児支援をサービスの対象とすることができます。

問合せ先…お住まいの地域の障がい者支援センター

#### ・育児支援ヘルパー

町田市では、育児支援ヘルパー事業によって出産後のお母さんの支援をおこなっています。詳細は、「まちだ子育てサイト」をご覧ください。

対象者……町田市にお住まい（または里帰り中）の保護者

派遣時間…午前8時から午後7時まで、1日あたり連続2時間の利用

※単体児は、出産し退院した翌日から2歳の誕生日前日まで合計60時間

※双子、三つ子以上は派遣基準が異なります。

#### サービス内容

育児に関する援助及び助言、相談/家事に関する援助/健診への付き添い

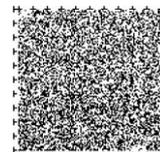
#### 費用

2時間 1,640円/回（午後6時から午後7時は1時間205円加算。

市町村民税非課税世帯、生活保護受給世帯は減免有）

問合せ先…子ども家庭支援センター

（電話 042-724-4419、FAX 050-3101-9631）



## 現状と課題

## 【かかりつけ医・かかりつけ歯科医】

- ・市では、障がいがある人がもしもの場合に適切な医療を受けられるよう、地域のかかりつけ医やかかりつけ歯科医をもつことをすすめてきました。
- ・実態調査では、全体として8割以上の方がかかりつけ医をもっていると回答している一方で、障がい種別ごとでは聴覚障がいがある人で5割程度と他の種別と比較して大きく少ないことがわかり、制度の周知等のとりくみの必要性がうかがえます。

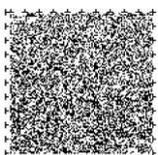
## 【専門医療・医療機関に関する情報提供】

- ・障がいがある人が医療機関から診療を断られてしまう問題があるため、障がいの状態に応じ、受診可能な医療機関に関する情報提供を希望する声があります。
- ・市内には障がいの特性に応じた専門医療機関が少なく、実態調査では、専門医療機関への通院にかかる時間が30分未満の人は21.6%、30分以上1時間未満の人は41.2%、1時間以上の人は36.2%となっています。

## 【医療機関の障がい理解と合理的な配慮】

- ・実態調査では「重い障がいがあるため、普段は専門的な医療機関を受診している人が、風邪などで身近な地域の医療機関を受診しようとする、診療を断られてしまうことがある」という意見があげられています。また、重い障がいがある人は差別や偏見等を受けた場面として医療機関を上げた人の割合が他の障がいの人に比べて高い結果がでています。
- ・医療機関に対し合理的な配慮の提供について周知・啓発することが求められています。

- ・精神科と身体科の病気が合併している場合の医療機関の受け入れなど、精神科救急医療の体制には課題があります。



## 主なとりくみ

### 【かかりつけ医・かかりつけ歯科医】

- ・かかりつけ医やかかりつけ歯科医をもつことの重要性について障がいがある人に知ってもらうためのとりくみを引き続きすすめるとともに、医療機関にも協力を求めます。

### 【専門医療・医療機関に関する情報提供】

- ・市や関係機関が障がいがある人の支援をする際に、引き続き必要に応じて医療機関等の情報提供をおこないます。

### 【医療機関の障がい理解と合理的な配慮】

- ・障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法及び町田市条例の周知などをおこない、合理的な配慮などの協力を求めます。(⇒重点施策 12 P60)

コ

ラ

ム

## ＜障がい者歯科診療所＞

町田市歯科医師会が運営する障がい者歯科診療所では、専任の障がい者治療指導医と障がい者歯科治療の研修を特別に受けた、町田市歯科医師会会員の協力歯科医師、協力歯科衛生士が、祝日を除く水・木・金曜日※に、障がいがある人や有病高齢者など一般の歯科診療所では診療を受けにくい人に対する歯科診療を行っています。また、月に2回、摂食嚥下指導医による指導もおこなっています。

**【受付】** 完全予約制です。事前に電話でご連絡ください。  
※摂食嚥下指導の診療日は、変更になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

**【診療日】** 水・木・金曜日※（祝休日・年末年始を除く）  
※金曜日は月3回の診療となります。  
詳しい診療日は、右記QRコードから町田市ホームページをご確認ください。

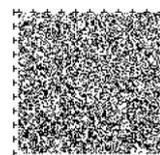


＜町田市ホームページ＞

**【診療時間】** 9：00～12：00、13：00～17：00

**【予約受付時間】** 9：00～12：00、13：00～16：30  
（土曜日・日曜日・祝休日・年末年始を除く）  
電話 042-725-2225 FAX 042-725-2225  
平日繋がらない場合は、町田市歯科医師会へ  
電話 042-726-8018 FAX 042-729-8238

**【診療場所】** 休日応急歯科・障がい者歯科診療所  
（町田市健康福祉会館1階）  
郵便 194-0013 住所 町田市原町田 5-8-21

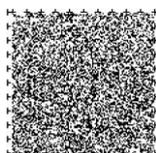


## 重点施策（実行プラン）

重点  
施策12

障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、医療機関に対して障害者差別解消法及び町田市条例の周知などをおこない、合理的な配慮などの協力を求めます。

事業名	医療機関に対する障害者差別解消法及び町田市条例の周知		
所管課	障がい福祉課・保健総務課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、診療所、助産所、施術所に対し、厚生労働省「平成29年障害者総合福祉推進事業」の一環として発行されたパンフレット「医療機関における障害者への合理的配慮事例集」を活用し、合理的な配慮への理解を求めてきました。後期計画では、障害者差別解消法に加えて、2024年に制定した町田市の障がい者差別解消に関する条例を周知し、障がいがあっても安心して地域の医療機関を受診できるよう、障がい理解を求めていきます。		
事業概要	医療機関の新規開設や変更等に伴う立入検査の機会を利用し、配布物等を活用した障害者差別解消法及び町田市条例の周知や合理的な配慮への理解を求めていきます。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
実施	実施	実施	実施・検証



# 7

## 情報アクセシビリティ※のこと

担当部署：広報課、福祉総務課、障がい福祉課、市民対応のあるすべての部署  
(組織順)

※年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、不自由なく使える  
利用しやすさのことをいいます。

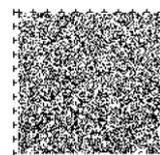
### 現状と課題

#### 【意思疎通支援】

- ・市では、聴覚障がいがある人のために手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。障がい福祉課や障がい者支援センターの窓口では手話通訳者や手話通訳のできる職員を配置し、市役所内の他の窓口への派遣もおこなっています。
- ・意思の疎通のため聴覚障がいがある人などから派遣依頼があった場合に、手話通訳者や要約筆記者の人数が足りていないことから、派遣できなかった事例があります。2022年9月に東京都手話言語条例が施行され、都内22区市(2024年4月1日時点)でも手話に関する条例が施行されており、市の責務として、「手話に対する理解促進・普及啓発」や「手話通訳者派遣のための人材確保・育成等」等が求められています。
- ・手話通訳者、要約筆記者のさらなる技術の向上や、手話ができる人や点訳奉仕者の増加を求める意見があげられています。
- ・実態調査では、困ることや不安に思うことについて「コミュニケーションのこと」をあげた人が多く、特に精神障がい、知的障がい、聴覚障がいで割合が高くなっています。

#### 【情報の取得】

- ・「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」(2022年5月施行)に基づき、障がいがある人の情報の取得・利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障がいがある人が必要な情報に円滑にアクセスすることが求められています。
- ・市では、広報紙や選挙情報、障害福祉サービスの案内は、視覚障がいがある人に配慮した点字版や音声版を作成しています。また、市のホームページは音声読み上げソフトに対応しています。



- 市役所では、入口やエスカレーター、トイレなどに音声案内装置を設置し、視覚障がいがある人が音で情報を取得できるようにとりくんでいます。
- 実態調査では、「障がいに対応した情報提供が足りない」「調べ方がわからない」との意見が多くあげられています。なかでも、視覚障がいでは「インターネットが使えない」と回答した割合が高くなっています。
- 実態調査では、障害福祉サービス等を利用していない人の44.6%が「障がいや疾病があることで、支援が必要な困り事がある」と回答しています。「困り事がある」と回答した人のうち、サービスを使わない理由について「どのようなサービスがあるかよく知らないから」と回答した人が58.8%と高く、必要な情報にたどりつけていない可能性があります。

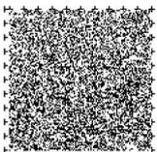
## 主なとりくみ

### 【意思疎通支援】

- 聴覚障がいがある人や音声または言語機能障がいがある人が、さまざまな場所で必要な情報が得られコミュニケーションをとりやすくなるよう、手話奉仕員や手話通訳者の育成をおこないます。(⇒重点施策13 P63)
- 離れた場所でインターネットを通じた意思疎通ができる電話リレーサービスや遠隔手話通訳など、障がいがある人のために新たに開発されたサービスの情報提供につとめます。
- 引き続き、関係機関の協力を得ながら意思疎通の支援人材の育成にとりくみます。

### 【情報の取得】

- 発行物の作成や情報提供をおこなう際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、知的障がい等も含め障がいがある人が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。(⇒重点施策14 P64)
- 障害者手帳をもっていない人や、サービスや支援機関を利用していない人も情報を取得しやすいよう、わかりやすい内容での情報提供につとめます。



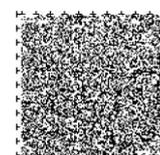
## 重点施策（実行プラン）

### 重点 施策13

聴覚障がいがある人や音声または言語機能障がいがある人が、さまざまな場所で必要な情報が得られコミュニケーションをとりやすくなるよう、手話奉仕員や手話通訳者の育成をおこないます。

事業名	聴覚障がいの理解及び手話の普及促進		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、手話通訳者の設置範囲の拡大にとりくむこととしていましたが、設置範囲が多岐にわたるのに対し、手話通訳者の人数には限りがあるため、手話通訳者の各機関での常駐は困難だという現状を確認しました。今後、聴覚障がいがある人へのボランティアや手話通訳者を着実に増やしていく必要があることから、後期計画では、手話講習会における聴覚障がいの理解を深めるとりくみを通じて、聴覚障がいがある人へのボランティアや手話通訳者の確保・育成をはかります。		
事業概要	聴覚障がいがある人や音声または言語機能情報が障がいがある人の意思疎通の手段である手話の講習会を実施します。 実施を通じて、聴覚障がいの理解を深めること、地域へのボランティア活動に繋げること及び町田市の登録手話通訳者として活躍することができる人材を育成します。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
①ボランティア養成コースの修了率 82% ②手話通訳者登録試験の合格者数 2人	①82%以上 ②2人以上	①82%以上 ②2人以上	①82%以上 ②2人以上

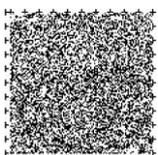
※現状値については、2020年度から2022年度までの3か年の平均値としています。



重点  
施策14

発行物の作成や情報提供をおこなう際は、障がいや疾病に対応したかたちで情報提供するなど、知的障がい等も含め障がいがある人が情報を取得しやすくなるようにとりくみます。

事業名	市からの情報発信のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進		
所管課	福祉総務課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、情報発信のバリアフリー、ユニバーサルデザインに関する職員への研修等をおこない、研修内容を取り入れたとりくみが実施されるなど、職員の情報バリアフリーに対する意識の向上が見られました。後期計画では、デジタル化による最新のツールやとりくみを含んだ「情報バリアフリーハンドブック」を改訂し、引き続き職員への周知をおこなうとともに、情報発信をおこなう事業者等に対する周知啓発にとりくんでいきます。		
事業概要	だれもが必要なときに最適な手段で必要な情報を入手し、充実した生活を営むことができるよう、①市から発信する印刷物等について、情報のバリアフリーとユニバーサルデザインを推進するよう職員へ周知をはかります。また、②情報発信をおこなう事業者等に市の情報発信のバリアフリーとユニバーサルデザインのとりくみを広く知ってもらえるよう検討をすすめます。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
①職員への周知を促進 ②情報バリアフリーハンドブック改訂（骨子案の作成）	①職員への周知を促進 ②情報バリアフリーハンドブック改訂	①職員への周知を促進 ②情報バリアフリーハンドブックを活用した事業者等への周知啓発	①職員への周知を促進 ②情報バリアフリーハンドブックを活用した事業者等への周知啓発



## この分野に関するサービスの見込量

### 地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
意思疎通支援事業						
手話通訳者派遣事業	1,113件	997件	1,128件	1,117件	1,106件	1,095件
要約筆記者派遣事業	15件	8件	25件	21件	18件	15件
手話通訳者設置事業 (手話通訳者登録者数)	週1日	週1日	週1日	週1日	週1日	週1日
手話奉仕員養成研修事業 (養成講習修了者数)	6人	8人	8人	8人	8人	8人

※サービスの内容説明 P112-113

コ

ラ

ム

### <言語としての手話>

手話は障害者権利条約や障害者基本法、東京都手話言語条例において言語として位置づけられています。

#### <障害者基本法>

##### 第三条

三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

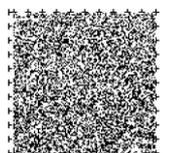
#### <東京都手話言語条例>

第二条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、一人一人が相互に人格と個性を尊重し合いながら、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参画する機会が確保される共生社会の実現を旨として行われなければならない。



手話マーク

この計画ではこのような認識にたち、障がいがある人の意思疎通を促進するためのとりくみを明記しています。



# 8

## 生活環境と安全・安心のこと

担当部署：防災課、市民生活安全課、市民協働推進課（男女平等推進センター、消費生活センター）、福祉総務課、障がい福祉課、交通事業推進課（組織順）

### 現状と課題

#### 【生活環境】

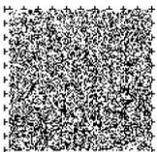
- ・市では、町田市福祉のまちづくり総合推進条例のもと、バリアフリー整備をすすめています。市施設の大規模改修などをおこなう際は、条例を遵守しバリアフリー化がおこなわれています。また、市内10地区において「バリアフリー基本構想」を策定し、地域一体でのバリアフリー化を推進しています。
- ・市の補助事業として、団体が運営するホームページ「町田市バリアフリーマップ」では、男女共用車椅子利用者用トイレ、オストメイト用設備を有するトイレ、乳幼児連れ用設備を有するトイレ等が整備された施設や店舗など、市内のバリアフリー施設情報を知ることができます。
- ・点字ブロックの上に自転車が止まっていたり、車いす利用者優先の駐車スペースやエレベーターがスムーズに利用できないことがあります。
- ・地面の凹凸、道路・通路の幅に関する危険や、車いすでタクシーなどに乗車しにくい歩道の形態、通行人・施設利用者のマナーが守られないことによる困り事について、意見が寄せられています。

#### 【防犯】

- ・危険を察知して行動したり被害を認識することが困難なことから、障がいがある人が犯罪や事故・トラブルに巻き込まれやすくなっています。また、被害にあったことを明確に伝えられず、適切な支援につながりにくい場合があります。

#### 【防災対策】

- ・市では、災害時、特に避難行動に支援が必要な人のための「避難行動要支援者名簿」をつくり、民生委員・児童委員や、希望する町内会・自治会等に名簿を提供しています。また、各種ハザードマップにて、避難行動要支援者への避難時の協力を呼びかけています。



- 災害時に通常の避難施設での生活が困難な人のために、市は二次避難施設（福祉避難所）として市内にある 54 施設と協定を結んでいます。
- 市では、災害時に身に着けることで、周囲に障がいがあることを知らせ、避難行動などの際に支援を受けやすくするための「災害時等障がい者支援バンドナ」を配布しています。
- 実態調査では、災害時に困ることについて、避難所での支援や設備、医療の不安や、「一人では避難できない」「他の人と一緒に過ごすのが難しい」といった意見が多くあげられています。また、ひとり暮らしの人では、「災害への備えをしていない」「近くに助けてくれる人がいない」「避難所の場所がわからない」「助けを求める方法がわからない」といった回答が高い割合となっています。障がいがある人や家族の不安をなくすために、避難する際の支援について、障がいや疾病の特性に応じた対応が求められています。

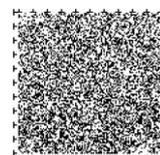
コ

ラ

ム

## <災害時の避難について>

- 町田市では、身体障害者手帳 1～2 級、愛の手帳 1～2 度、要介護度 3 などの要件に当てはまる人を対象に「避難行動要支援者名簿」を作成しています。この名簿を地域団体などと共有することで、災害時における避難行動要支援者の避難を支援する仕組みを整備しています。
- 災害がおきたときは、自宅が倒壊した場合や自宅に留まることが危険な場合、避難施設や親戚・知人宅など安全な場所への避難が必要です。（安全な場所にいる人は避難施設に避難する必要はありません）
- 避難施設に避難する場合、原則、障がいがある人も避難から数日間是一般の避難施設で避難生活を送ることになります。
- 災害がおきてから 4 日目を目途に、障がいや疾病、介護の必要性などにより一般の避難施設での生活が困難な人を受け入れるため、地域の障害福祉サービス事業所や高齢者施設が「二次避難施設（福祉避難所）」を開設します。なお、二次避難施設は、市と施設が調整を行った上で開設する施設です。（直接避難することはできません）



## 主なとりくみ

### 【生活環境】

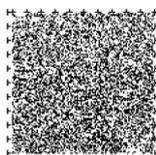
- 全ての人が市内の施設を利用しやすくなるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備促進にとりくむとともに、わかりやすい情報提供につとめます。
- 障がいがある人への手助けやマナーの向上など、広報や啓発活動を実施します。

### 【防犯】

- 障がいがある人が犯罪や事故・トラブルにあわないための情報提供をおこないます。また、相談を受ける関係機関に対しても障がい理解の促進につとめます。

### 【防災対策】

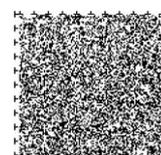
- 災害時や緊急時に、障がいがある人の特性に配慮した支援や情報伝達がおこなえるよう、体制をととのえます。
- 障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアをおこなえるようにとりくみます。(⇒重点施策 15 P69)
- 避難行動が困難な人に対して、災害時の避難支援を円滑に実施できるよう、対策をはかります。また、障がいがある人への配慮を周知し安心して避難できるようにとりくみます。
- 障がいがある人や周りの人が日頃から災害にそなえた対策がとれるよう、普及啓発にとりくみます。



## 重点施策（実行プラン）

**重点施策15** 障がいがある人の避難施設における生活環境を保護し、適切なケアをおこなえるようにとりくみます。

事業名	避難体制の充実		
所管課	防災課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、「町田市風水害時避難施設開設・運営モデルマニュアル」や「町田市避難施設感染症防止対策マニュアル」、要配慮者の滞在スペースについて定めた「避難施設データベース」の見直しをおこなうとともに、避難施設を開設する職員に周知しました。後期計画では、障がいがある人の避難先の充実をはかり、新たに避難施設の確保にとりくみます。		
事業概要	障がいがある人については、災害時における避難や一般の避難施設で過ごすことに困難が伴うことがあるとの課題が指摘されています。また、個別避難計画の作成においても避難先の充実が求められています。障がいがある人にとっても避難しやすい避難施設の確保にとりくみます。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
避難施設の要件検討	候補となる避難施設の検討	候補となる避難施設との調整	避難施設の確保



## ＜犯罪や事故・トラブル被害等の電話相談先＞

### 【事件・事故に関する相談】

- ・警視庁町田警察署 042-722-0110（代表）
- ・警視庁南大沢警察署 042-653-0110（代表）

### 【DV相談、夫婦・親子の問題、生き方や職場の人間関係など、女性が抱える様々な悩み相談】

- ・町田市女性悩みごと電話相談 042-721-4842
- ・東京ウィメンズプラザ 03-5467-2455  
03-3400-5313（男性のための悩み相談）

### 【性犯罪・性暴力に関する相談】

- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター  
#8891（全国短縮電話番号）
- ・東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「性暴力救援ダイヤルNaNa」 03-5577-3899

### 【性自認及び性的指向に関する相談（LGBT 電話相談）】

- ・町田市 LGBT 電話相談 042-721-1162
- ・TokyoLGBT 相談専門電話相談 050-3647-1448

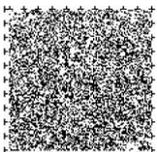
### 【商品に関する契約上のトラブルやその他消費生活に係わる相談】

- ・町田市消費生活センター 042-722-0001

### 【どんな人の、どんな悩みにも寄り添って、一緒に解決する方法を探します】

- ・よりそいホットライン 0120-279-338

※ メールやFAXでのお問い合わせは、各機関のホームページ等をご確認ください。



# 9

## 差別をなくすこと・権利を守ること

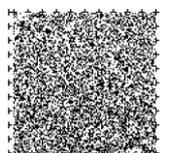
担当部署：福祉総務課、障がい福祉課、選挙管理委員会事務局、  
市民対応のあるすべての部署（組織順）

### 現状と課題

#### 【障がい者差別の解消】

- 2016年の障害者差別解消法施行の後、2018年に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行され、2021年には障害者差別解消法が改正されたことで、事業者の合理的な配慮の提供が義務化されました。町田市でも、2024年に「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」が制定され、障がいを理由とする差別をなくすためのとりくみの推進や相談体制の整備がすすめられています。
- 全ての市民を対象とした町田市市民意識調査※では日常生活における差別感を感じている人が8.2%だった一方で、実態調査（障がいがある人を対象にした調査）では、半数近い44.7%の人が差別や偏見を受けたことがあると回答していることから、町田市条例の趣旨について理解を深め、障がい者差別の解消や共生社会の実現に向けたとりくみの効果的な推進が求められています。
- 法の施行後に、ユニバーサルデザインのタクシーによる車いす利用者の乗車拒否や補助犬をつれた人の入店拒否、医療機関の窓口等における筆談の拒否など障がい者差別に関する相談が市の相談窓口寄せられています。
- 実態調査では、障害者差別解消法や東京都の差別解消条例について、「法律も都条例も知らない」と回答した人が55.6%となっています。また、障がい者差別の相談窓口について、町田市が設置する窓口も東京都が設置する窓口も両方とも知らないと回答した人が、61.9%にのぼっています。このことから、法律や相談窓口を周知するとりくみが必要です。

※2018年度町田市市民意識調査報告書（2019年3月発行）

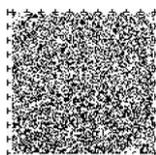


## 【権利を守ること】

- 選挙の時に配慮が不足しているために、障がいがある人の投票を妨げてしまうことがないように、町田市では、公職選挙法にもとづく障がいがある人への投票の際の配慮（代理投票・郵便等による不在者投票など）について周知をおこなったり、選挙従事者向けに障がいへの配慮などについて記載したマニュアルを作成し、選挙運営をおこなっています。
- 障がいがある人が、福祉サービスに関する不満などを事業所等に直接伝えることに抵抗があったり、話し合いで解決できない場合の苦情相談窓口を町田市社会福祉協議会が設置しています。
- 学識経験者や弁護士など第三者による客観的な知見も活かしながら、引き続き、苦情相談を通じて福祉サービスの質等のさらなる向上がはかれることが求められています。
- 町田市社会福祉協議会の「福祉サポートまちだ」では、町田市から委託を受け、権利擁護支援検討委員会を設置し、成年後見制度の利用の適否についての事例検討などを通じ、権利擁護支援についての課題の検討などをおこなっています。
- 市内では、2027年には約310名程度の知的障がいがある人が50歳台に達し、また、その親の世代が75歳以上の後期高齢者となる見込みです。また、実態調査では、生活の困り事として、「親の高齢化など介助者に関すること」をあげる人が多く、親なき後の備えとして、成年後見制度の必要性が高まっています。

## 【虐待の防止】

- 町田市障がい者虐待防止センター（障がい福祉課）で、障がい者虐待に係る通報を受けており、年間30件前後の障がい者虐待に関わる通報があります。今後も引き続き、外部委員も含めて組織した虐待防止連絡会と連携しながら虐待防止に向けとりくむ必要があります。



## 主なとりくみ

### 【障がい者差別の解消】

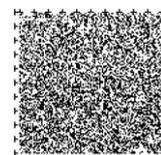
- 誰もがともに生きる社会の実現のために、広く市民・事業者等に対して障がい理解の促進をはかります。
- 障がいを理由とする差別の解消を目的とした新たな会議体を設置します。  
(→重点施策 16 P74)
- 障がい者差別に関する法律や相談窓口について市民・事業者等に広く周知するためのとりくみをすすめます。

### 【権利を守ること】

- 障がいがある人が適切に選挙を通じた権利行使ができるよう、引き続き、選挙における障がいへの配慮に関する周知や選挙従事者への障がい理解の啓発などにとりくみます。また、選挙の際に円滑に投票することができるよう、投票の手順や支援方法について、希望に応じて障がい福祉施設で出前講座を行います。
- 福祉サービスを利用する障がいがある人の疑問や不満には、引き続き丁寧に対応していきます。
- 知的障がいや精神障がいがある人の増加に伴い、成年後見制度を必要としている人や、親なき後の問題に不安を抱える人などが制度を理解し利用できるように、引き続き関係機関との連携を密にして、制度の周知や適切な利用支援にとりくみます。
- 法人後見及び法人後見監督の活動を安定的に実施することができるよう、組織体制の維持と適正な活動のための支援等に引き続きとりくみます。

### 【虐待の防止】

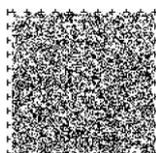
- 市民や事業者等に対する、障がいがある人への虐待防止等に関する情報提供や理解啓発に引き続きとりくみます。



## 重点施策（実行プラン）

**重点施策16** 障がい者を理由とする差別の解消を目的とした新たな会議体を設置します。

事業名	障がい者差別解消の推進に向けた会議体制の整備		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、障がいがある人への理解促進と差別解消の推進を目的とした「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」を制定しました。後期計画では、市・障がい関係者・関係機関等で構成された新たな会議体を設置することで、障がいの理解促進と差別解消に向けたとりくみをさらにすすめていきます。		
事業概要	障がい理解を促進するため、市・障がい関係者・関係機関等で構成する（仮称）障がい者差別解消支援協議会を設置し、障がい理解を深めるとりくみの協議を計画的に実施するとともに、協働による講演会や研修の開催など啓発活動をおこないます。あわせて、町田市障がい者施策推進協議会とも情報共有をはかります。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
協議の場の検討	会議体の設置 協議の実施 年1回	協議の実施 年2回	協議の実施 年2回



## この分野に関係するサービスの見込量

### 地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
成年後見制度利用支援事業	17件	14件	15件	16件	17件	18件
成年後見制度 法人後見支援事業	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体
法人後見及び法人後見監督 の件数	34件	33件	34件	35件	36件	37件

※サービスの内容説明 P112

コ

ラ

ム

## ＜「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」の制定について＞

町田市は、2024年に「町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」を制定しました。

### 条例の目的

年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分らしく生きることができる共生社会を実現すること

障がいを理由とした**差別**とは、

### 不当な差別的取扱い

(例)

- ・障がいがあることを理由に窓口での対応を拒否する、後回しにする
- ・本人を無視して、介助者や支援者、付き添いの人のみに話しかける 等

### 合理的な配慮の不提供

(例)

- ・手続きのために筆談を頼まれた際に、一方的に断る
- ・視覚障がいがある人から案内を頼まれた際に、正当な理由なく拒否する 等

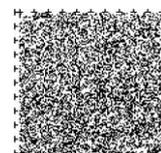
障がいを理由とした差別の相談窓口や条例内容の詳細については、右記のQRコードから町田市ホームページをご確認ください。



イラスト ikeko

町田市障がい者  
差別解消犬  
ノンパリー

＜町田市ホームページ＞



## 現状と課題

## 【職員の合理的な配慮】

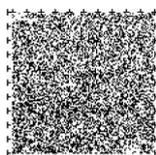
- ・ 障害者差別解消法や東京都の条例では、市や事業者に対して、不当な差別的取り扱いの禁止や、合理的な配慮をおこなうことが義務づけられています。また、2024年に制定された町田市条例では、市や事業者に加えて、市民に対しても不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的な配慮についても努力義務としています。
- ・ 市では、障がいがある人に対して職員が適切に対応できるようにするため、「町田市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を作成しています。障がい者差別の解消について市の職員の認識を高め、障がいや性別、年齢に応じた合理的な配慮を実施する必要があります。
- ・ 市では、合理的な配慮として手話通訳のできる職員や手話通訳者を配置したり、UDトーク※や筆談による対応、音声・点字版の広報紙発行などにとりこんでいます。
- ・ 実態調査では、制度や手続きの書類のわかりづらさや、手続きの負担について多くの意見があげられています。手続き方法の多様化や、簡単に手続きができるような改善・改良が求められています。

※UDトーク…コミュニケーションの「UD＝ユニバーサルデザイン」を支援するアプリケーションです。タブレット端末などで、会話の音声を文字に変換することができます。

## 主なとりくみ

## 【職員の合理的な配慮】

- ・ 職員の障がい理解を深めるため、職員研修や制度の周知を充実させます。
- ・ 障がいがある人がスムーズに行政手続きができるよう、市は多様な方法を検討し、適切な配慮と支援をおこないます。（⇒重点施策 17 P77）

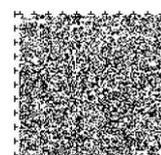


## 重点施策（実行プラン）

**重点施策17** 障がいがある人がスムーズに行政手続きができるよう、適切な配慮と支援をおこないます。

事業名	行政窓口における意思疎通の環境整備		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、市役所の他部署窓口に対して、2021年度に221件、2022年度に181件の手話通訳者の派遣をおこないました。しかし、聴覚障がいがある人が訪れる頻度の高い窓口からの依頼が多く、訪れる頻度の低い窓口では筆談で対応し、手話通訳者派遣が活用されていない可能性があることから、後期計画では、庁内部署への手話通訳者派遣制度の周知をはかります。		
事業概要	聴覚障がいがある人が市役所で行政手続きをする場合に、障がい福祉課から他部署の窓口到手話通訳者を派遣し、意思疎通を支援します。また、他部署窓口到手話通訳者が派遣可能である旨の周知をはかります。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
市役所の他部署の窓口15課に手話通訳者を派遣	市役所の他部署の窓口15課に手話通訳者を派遣	市役所の他部署の窓口15課に手話通訳者を派遣	市役所の他部署の窓口15課に手話通訳者を派遣

※現状値については、2020年度から2022年度までの3か年の平均値としています。



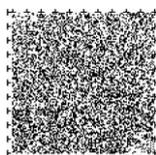
担当部署：市民協働推進課、福祉総務課、障がい福祉課、指導課、生涯学習センター、市民対応のあるすべての部署（組織順）

※協働とは、地域の多様な主体が、お互いを尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動することです。

## 現状と課題

### 【障がい理解の普及啓発】

- ・町田市では毎年、障害者週間などの機会をとらえて、市のホームページや広報まちだ、チラシやポスターなどあらゆる媒体を通じて障がい理解啓発のための情報発信をおこなってきました。また、生涯学習センターの市民大学事業の一環として、市民の障がい理解を深めるための講座に継続的にとりくんできました。
- ・障害者差別解消法の改正や町田市条例の制定を受けて、これまで以上に市民・事業者を対象とした法や条例の趣旨を理解するための講演会の開催に力を入れてとりくんでいます。また、日常生活や災害時、緊急時に障がいがある人が必要な支援を周囲にお願いするための「ヘルプマーク」や、災害時、緊急時に周囲からの支援を受けやすくするための「災害時等障がい者支援バンドナ」の配布を通じた障がい理解の普及啓発にもとりくんでいます。
- ・このような障がい理解の普及啓発などの「心のバリアフリー」のとりくみやユニバーサルデザインの街づくり、パラリンピックの開催を契機とする障がい者スポーツの体験イベントの開催など共生社会の実現に向けたとりくみが評価され、町田市は国から「共生社会ホストタウン」の認定を受けています。オリンピック・パラリンピックの終了後も共生社会の実現に向けたとりくみの実施が求められています。
- ・障がい者手帳を持たない精神障がいや発達障がい、難病など見えにくい障がいの理解がすすんでいないことや、障がい者施設の建設に際して近隣住民に反対されてしまうことなどがあるため、障がい理解の普及啓発により力を入れてとりくむ必要があります。



- ・実態調査では、「いろいろな人がいて当たり前」というような、多様性を受け入れ尊重する感覚が子供のうちから備わることが障がい理解をひろげる上で重要であるといった意見が寄せられており、教育の現場におけるとりくみが求められています。

#### 【協働による社会参加】

- ・聴覚障がい者団体や手話通訳者・要約筆記者は、毎年、市の防災訓練に参加し、聴覚に障がいがある人への情報伝達やコミュニケーションの必要性についてアピールしています。また、市役所並びに出先機関では市内の障害福祉サービス事業所で作った商品などを障がいがある人自身が販売する機会を設けています。このように、市と障がい者関係団体・事業所等の間にはそれぞれの強みや役割を活かした協働関係が成り立っており、障がいがある人の社会参加や障がい理解の普及啓発にとりこんでいます。
- ・引き続き、障がいがある人が社会参加できるよう、あらゆる主体が協働することが求められています。

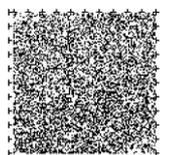
#### 【協働による人材対策】

- ・町田市では、人材確保のため、社会福祉協議会や事業所等と共催で相談面接会の開催や福祉の仕事の魅力を発信する場を設けてきました。また、福祉の資格をもっている人やすぐに働きたい人と事業所をむすびつける、東京都の福祉人材情報バンクシステムの周知をおこなっています。
- ・福祉サービスなど制度があっても支援する人材が不足していることから、給付決定を受けた時間数のサービスが利用できない問題があります。

## 主なとりくみ

#### 【障がい理解の普及啓発】

- ・市民・事業者・関係機関等の障がい理解がひろがるよう引き続き、あらゆる機会・媒体を通じた普及啓発にとりくみます。
- ・学校教育や社会教育（生涯学習）の現場において障がい理解をひろげるためのとりくみをおこないます。



### 【協働による社会参加】

- ・障がいがある人が社会参加し、いろいろな人と交流する機会ができるよう、他の分野との連携の視点も持ちながら、市や障がい者団体、民間事業者等で協働のとりくみをすすめます。

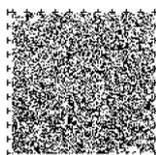
### 【協働による人材対策】

- ・市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保につながるとりくみをおこないます。（⇒重点施策 18 P80）
- ・高齢化や重度化を見据えた質の高い支援ができるよう、事業所や関係機関などと協働しながら、支援に必要な人材育成のためのとりくみをすすめます。

## 重点施策（実行プラン）

**重点施策 18** 市や事業所、関係機関がそれぞれの強みを生かして協働し、人材確保につながるとりくみをおこないます。

事業名	障がい福祉人材の確保方策		
所管課	障がい福祉課		
前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ	前期計画では、社会福祉協議会や事業所等と共催で福祉のしごと相談・面接会を開催するなどの人材確保のとりくみをおこなってきました。しかし、依然として慢性的な人材不足は解決していません。若者に障がい福祉の分野に関心をもってもらえるよう働きかけをおこなうことが重要だと考え、後期計画では、児童・生徒・大学生等に対して障がい福祉に関する仕事の魅力を伝え、将来的な人材確保を目指していきます。あわせて、引き続き人材確保に向けた国や都への働きかけをおこないます。		
事業概要	児童・生徒に対し、障がい福祉に関する仕事の大切さと魅力を伝え、興味・関心を持ってもらうことにより、将来的な人材確保をはかります。また、大学生等に対し、障がい福祉に関する仕事の実習や体験の機会をつくり、障がい福祉の仕事の大切さと魅力を伝えることで、障がい福祉分野への就職促進にとりくみます。		
現状値	目標値		
2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
方策の策定	実施	実施	実施・検証



## この分野に関するサービスの見込量

### 地域生活支援事業

(1年あたり)

事業名	実績値			見込量		
	2021年度	2022年度	2023年度 (見込)	2024年度	2025年度	2026年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※サービスの内容説明 P112

#### ●2023年度

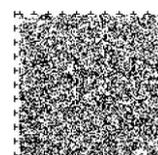
- ・みんな笑顔の展覧会（障がいがある人の作品展示）開催
- ・町田市職員向けに「障害平等研修」を実施
- ・介助犬についての講演・介助犬PR犬による実演をおこなうイベント「介助犬を知っていますか？」を開催 等

#### ●2022年度

- ・みんな笑顔の展覧会（障がいがある人の作品展示）開催
- ・障がい理解促進啓発事業「しずかちゃんとパパから見える世界～聞こえない人もいるこの街で～」を開催（NHK 共催） 等

#### ●2021年度

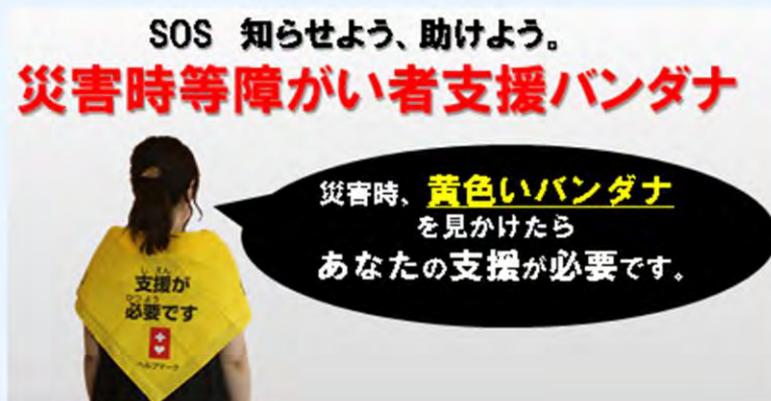
- ・みんな笑顔の展覧会（障がいがある人の作品展示）開催
- ・障害者週間のPRとしてダリアの種を配布 等



障がい理解を広げていくとりくみとしても位置づけて、バンダナやヘルプマークの配布・周知にとりこんでいます。

## <災害時等障がい者支援バンダナ>

- ・災害時等に身に着けることで、周囲に障がいがあることを知らせ、避難行動などの際に支援を受けやすくするものです。

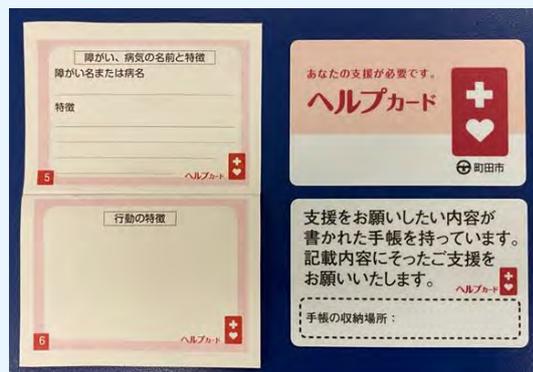


## <ヘルプマーク>

- ・ヘルプマークとは、障がいや難病などにより援助を必要とする方が携帯し、日常生活や災害時、緊急時に必要な支援や配慮を周囲の方にお願いするためのマークです。ヘルプマークを身に着けた方が困っているところを見かけた場合には、声をかけ、ヘルプマーク裏面のシールやヘルプ手帳の記載内容にそった支援をお願いします。



ヘルプマーク



ヘルプ手帳

配布場所

障がい福祉課・障がい者支援センター

